

○文部科学省令第四十号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則

第一節 設置廃止等（第一条―第十九条）

第二節 校長、副校長及び教頭の資格（第二十条―第二十三条）

第三節 管理（第二十四条―第二十八条）

第二章 義務教育（第二十九条―第三十五条）

第三章 幼稚園（第三十六条―第三十九条）

第四章 小学校

第一節 設備編制（第四十条―第四十九条）

第二節 教育課程（第五十条―第五十八条）

第三節 学年及び授業日（第五十九条―第六十三条）

第四節 職員（第六十四条・第六十五条）

第五節 学校評価（第六十六条―第六十八条）

第五章 中学校（第六十九条―第七十九条）

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程（第八十条―第八十九条）

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条―第一百条）

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他（第一百一条―第一百四条）

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校（第一百五条―第一百十三条）

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学（第一百四条―第一百七条）

第八章 特別支援教育（第一百八条―第一百四十一条）

第九章 大学

第一節 設備、編制、学部及び学科（第一百四十二条・第一百四十三条）

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第一百四十四条―第一百六十三条）

第三節 履修証明書が交付される特別の課程（第一百六十四条）

第四節 認証評価その他（第一百六十五条―第一百七十三条）

第十章 高等専門学校（第一百七十四条―第一百七十九条）

第十一章 専修学校（第八十条―第八十九条）

第十二章 雑則（第九十条・第九十一条）

附則

第四条第三項中「第七十一条」を「第七十二条」に改める。

第八十一条を附則第一条とする。

第八十二条を削る。

第八十三条第一項中「夫夫」を「それぞれ」に改め、同条を附則第二条とする。

第八十四条中「夫夫」を「それぞれ」に改め、同条を附則第三条とする。

第八十五条から第八十八条までを削る。

第八十九条中「これを」を削り、「第八十三条」を「第三十四条」に改め、同条を附則第四条とする。

第九十条から第九十一条までを削る。

第九十二条第一項及び第三項中「これを」を削り、同条第五項中「第八十三条」を「第三十四条」に改め、同条を附則第五条とする。

第九十二条の二を附則第六条とする。

第九十二条の三第一項中「これを」を削り、同条を附則第七条とする。

第九十二条の四を附則第八条とする。

第九十三条を削る。

第九十四条各項中「これを」を削り、同条を附則第九条とする。

第九十四条の二各項中「これを」を削り、同条を附則第十条とする。

第九十四条の三中「第九十二条及び第九十二条の二」を「附則第五条及び第六条」に改め、同条を附則第十一条とする。

第九十四条の四中「前四条」を「前三条」に改め、「これを」を削り、同条を附則第十二条とする。

第九十五条から第七条の四までを削る。

第一百八条中「第一百五十五条」を「附則第八条」に改め、「これを」を削り、同条を附則第十三条とする。

第一百九条から百十一条までを削る。

別表第一中「（第二十四条の二関係）」を「（第五十一条関係）」に改め、同表備考第三号中「第二十

四条第二項」を「第五十条第二項」に、「別表第三の二」を「別表第四」に改める。

別表第二中「（第五十四条関係）」を「（第七十三条関係）」に改める。

別表第三中「（第五十七条、第六十五条の五及び第七十三条の九関係）」を「（第八十三条、第一百八条、第二百二十八条関係）」に改める。

別表第四中「（第七十三条の九関係）」を「（第二百二十八条関係）」に改め、同表を別表第五とする。

別表第三の二中「（第五十四条の四、第六十五条の四及び第六十五条の十四関係）」を「（第七十六条、第一百七条、第一百七十七条関係）」に改め、同表備考第二号中「第六十五条の五第一項」を「第一百八条第一項」に改め、同表を別表第四とする。

第八十条を削る。

本則中第七十九条を第九十一条とする。

第七十八条中「第三条から第六条まで、第七条の六、第七条の七、第七条の九、第十三条から第十五条まで及び第五十条から第五十条の三まで」を「第三条から第七条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十六条から第二十八条まで及び第六十六条から第六十八条まで」に改め、「、これを」を削り、「第

七条の九」を「第十九条」に、「第十四条」を「第二十七条」に改め、同条を第九十条とする。

第八章を第十二章とする。

第七章の二を削る。

第七十七条の次に次の一章を加える。

第十一章 専修学校

第一百八十条 専修学校の設備、編制、授業、教員の資格その他専修学校の設置に関する事項は、専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の定めるところによる。

第一百八十一条 専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。

第一百八十二条 学校教育法第二百五条第二項に規定する専修学校の高等課程の入学に関し中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、第九十五条各号のいずれかに該当する者とする。こ

の場合において、同条第五号中「高等学校」とあるのは「専修学校」とする。

第一百八十三条 学校教育法第二百五条第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第九十条第一項に規定する通常の課程による十二

年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第百五十条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者

二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められたもの

三 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

第百八十四条 専修学校の学年の始期及び終期は、校長が定める。

第百八十五条 専修学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置くことができる。

第百八十六条 学校教育法第一百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。

2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第百八十七条 第三条及び第四条の規定は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請について準用する。

第百八十八条 第十五条の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十七条、第五十八条、第六十

条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

第五章の二から第七章までを削る。

第七十二条の次に次の一章を加える。

第十章 高等専門学校

第七十四条 高等専門学校の設備、編制、学科、教育課程、教員の資格に関する事項その他高等専門学校の設置に関する事項については、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の定めるところによる。

第七十五条 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。

2 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。

3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事を置く高等専門学校にあつては、寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

第七十六条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許

可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第二十条第三項により準用する同条第一項の規定により単位の修得を認定した場合においては、当該学生について、第七十九条において準用する第五十九条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第七十七条 学校教育法第十九条第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 短期大学を卒業した者
- 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第三十二条の規定により大学に編入することができるもの
- 三 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校

教育における十四年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第七十八條 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第七十九條 第五十七條から第六十二條まで、第九十條第一項及び第二項、第九十一條、第九十二條第一項、第九十四條、第九十五條、第九十四條第三項、第九十六條から第九十六條まで並びに第九十六條から第九十七條までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六十一條第三号中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公

立大学法人の理事長）」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百十八条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

第七十二条第一項中「第二十八条及び第四十四条」を「第五十八条」に改め、「、これを」を削り、同条第二項を削り、第五章中同条を第百七十三条とする。

第七十一条の八中「第六十九条の四第五項」を「第百十条第五項」に、「第七十一条の五第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで」を「第百六十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで」に改め、同条を第百七十二条とする。

第七十一条の七中「第六十九条の四第四項」を「第百十条第四項」に改め、同条を第百七十一条とする。
第七十一条の六中「第六十九条の四第三項」を「第百十条第三項」に、「学校教育法第六十九条の四第

二項」を「同法同条第二項」に改め、同条を第七十条とする。

第七十一条の五中「第六十九条の四第一項」を「第一百条第一項」に改め、同条を第六十九条とする。

第七十一条の四第一項中「第六十九条の三第二項」を「第九十九条第二項」に、「第六十九条の四第一項」を「第一百条第一項」に改め、同条第二項中「第六十九条の三第三項」を「第九十九条第三項」に、「第六十九条の四第一項」を「第一百条第一項」に改め、同条第二項中「第六十九条の三第三項」を「第九十九条第三項」に、「第六十九条の四第一項」を「第一百条第一項」に改め、同条を第六十八条とする。

第七十一条の三中「第六十九条の三第三項ただし書」を「第九十九条第三項ただし書」に改め、同条第二号中「第六十九条の三第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第六十七条とする。

第七十一条の二中「第六十九条の三第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第六十六条とする。
第七十一条を第六十五条とする。

第五章中第二節を削り、第三節を第四節とし、第一節の次に次の二節を加える。

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第四百四十四条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。

第四百四十五条 学位に関する事項は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の定めるところによる。

第四百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項又は短期大学設置基準第十七条第一項に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第四百四十七条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第二十七条の二に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。

四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

第四百四十八条 学校教育法第八十七条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部において在学する学生にあつては、同法第八十九条の規定により在学すべき期間は、四年とする。

第四百四十九条 学校教育法第八十九条の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に三年以上在学したものに準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者であつて、在学期間が通算して三年以上となつたものと定める。

一 第四百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者

二 第四百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

三 第四百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業

年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

第一百五十五条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以

上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる

大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものの

第五百十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第五百十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならぬ。

第五百十三条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

第五百十四条 学校教育法第九十条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者

- 二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続き学校教育の課程に二年以上在学した者
 - 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者
 - 四 第二百五十条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者
 - 五 文部科学大臣が指定した者
 - 六 高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、十七歳に達したもの
- 第二百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第二百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号につ

いては、大学院への入学に係るものに限る。

一 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者

二 外国において、学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部）の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- 五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 学校教育法第百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 八 大学院において、個別の入學資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入學については、二十四歳）に達したもの
- 2 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入學に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入學に限る。）
 - 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入することのできるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入學については、修業年限を三年以上

とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

三 外国において、学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者

五 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第百五十六条 学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は

同法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認めら

れる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第百四条第一項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者

二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 文部科学大臣の指定した者

五 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したもの

第五十七条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用される

よう配慮するものとする。

第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第五十九条 学校教育法第二百二条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に四年）とする。

第六十条 学校教育法第二百二条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当するものと定める。

一 外国において学校教育における十五年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者

二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十五年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了した者

三 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十五年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者

第六十一条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

2 前項の規定は、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課

程を我が国において修了した者（学校教育法第九十条第一項に規定する者に限る。）について準用する。

第六十二条 我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（大学及び短期大学にあつては学校教育法第九十条第一項に規定する者に、大学院にあつては同法第二百二条第一項に規定する者に限る。）は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができる。

第六十三条 大学の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

第三節 履修証明書が交付される特別の課程

第六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第一百五十五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たつては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

- 2 特別の課程の総時間数は、百二十時間以上とする。
 - 3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。
 - 4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。
 - 5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。
 - 6 大学は、学校教育法第五十五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。
 - 7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。
- 第五章第一節中第六十六条の二を第四百四十三条とし、第六十六条を第四百四十二条とする。

第五章を第九章とする。

第六十五条の十四の次に次の一章を加える。

第八章 特別支援教育

第一百八条 特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編制は、この章に規定するもののほか、別に定める。

第一百九条 特別支援学校においては、学校教育法第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものを学則その他の設置者の定める規則（次項において「学則等」という。）で定めるとともに、これについて保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

2 前項の学則等を定めるに当たっては、当該特別支援学校の施設及び設備等の状況並びに当該特別支援学校の所在する地域における障害のある児童等の状況について考慮しなければならない。

第二百十条 特別支援学校の幼稚部において、主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）一人の保育する幼児数は、八人以下を標準とする。

2 特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除

き、視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十五人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

第二百一十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 特別支援学校の幼稚部における保育は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の別ごとに行うものとする。

3 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。

第二百二十二条 特別支援学校の幼稚部においては、同時に保育される幼児数八人につき教諭等を一人置くことを基準とする。

2 特別支援学校の小学部においては、校長のほか、一学級当たり教諭等を一人以上置かなければならない。

3 特別支援学校の中学部においては、一学級当たり教諭等を二人置くことを基準とする。

4 視覚障害者である生徒及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、自立教科（理療、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科をいう。）を担当するため、必要な数の教員を置かなければならない。

5 前四項の場合において、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、校長、副校長若しくは教頭が教諭等を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて教諭等に代えることができる。

第二百二十三条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎に寄宿する児童等の数を六で除して得た数以上を標準とする。

第二百二十四条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは寮務主任を、第五項に規定する舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舎監を、それぞれ置かないことができる。

3 寮務主任及び舎監は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たる。

第二百五条 特別支援学校には、各部に主事を置くことができる。

2 主事は、その部に属する教諭等をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

第二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科とする。）、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間（知的障害者である児童を教育する場合を除く。）によつて編成するものとする。

第二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

2 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（次項におい

て「国語等」という。)の各教科(知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科とする。)とする。

3 選択教科は、国語等の各教科(知的障害者である生徒を教育する場合は外国語とする。)及び第二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第二百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目(知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科並びに第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。)、特別活動(知的障害者である生徒を教育する場合は、道徳及び特別活動とする。)、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

第二百二十九条 特別支援学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第百二十六条から第百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第百三十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第百二十六条から第百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第三百三十二条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定によらないことができる。

第三百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、前条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第二百二十八条及び第二百二十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第三百三十四条 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

第三百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで及び第八十二条の規定は、特別支援学校に準用する。

2 第五十七条、第五十八条、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3 第三十五条、第五十条第二項及び第五十三条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。

4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十八条の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

5 第七十条、第七十一条、第八十一条、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第百条まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第三百三十六条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、十五人以下を標準とする。

第三百三十七条 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第八十一条第二項各号に掲げる区分に従つて置くものとする。

第三百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第三百三十九条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第四百十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第四百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第四章の二を削り、第六十五条の次に次の一章を加える。

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校

第百五条 中等教育学校の設置基準は、この章に定めるもののほか、別に定める。

第百六条 中等教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。

2 中等教育学校の後期課程の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項については、高等学校設置基準の規定を準用する。

第百七条 次条第一項において準用する第七十二条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第百八条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条、第五十六条及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条及び第五十六条中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは、「第百七条又は第百八条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四

条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条、第八十五条及び第八十六条の規定並びに第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、及び第八十六条中「第八十三条又は第八十四条」とあるのは、「第八十八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第九十条 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第一百条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

第一百一十條 中等教育学校の後期課程の通信制の課程の設備、編制その他に関し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程の規定を準用する。

第一百二十二條 次条第三項において準用する第一百三十三条第一項の規定により学年による教育課程の区分を設け

ない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程の規定を準用する。

第百十三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第八十二条、第九十一条及び第九十四条の規定は、中等教育学校に準用する。

2 第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。

3 第八十一条、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条まで、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項及び第百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条中「第八十五条又は第八十六条」とあるのは「第百八条第二項において読み替えて準用する第八十五条又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学

第百十四条 併設型中学校の教育課程については、第五章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例と

して文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 併設型高等学校の教育課程については、第六章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第百十五条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

第百十六条 第九十条第一項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

第百十七条 第七十七条及び第一百十条の規定は、併設型中学校に準用する。

第四章を削り、第五十五条の次に次の一章を加える。

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第八十条 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の定めるところによる。

第八十一条 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を、第五項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは農場長を、それぞれ置かないことができる。

3 学科主任及び農場長は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

第八十二条 高等学校には、事務長を置くものとする。

2 事務長は、事務職員をもつて、これに充てる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習

の時間によつて編成するものとする。

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

第八十五条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第八十六条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定によらないことができる。

第八十七条 高等学校（学校教育法第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すも

の（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第八十八条 連携型高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第八十九条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基

づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

5 公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

第九十一条 第一学年の途中又は第二学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第九十二条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入することができる。

第九十三条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、三十単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第四百四条第一項において準用する第五十九条又は第四百四条第二項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第九十四条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者

二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三 文部科学大臣の指定した者

四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合には、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目の

履修を許可することができる。

3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前二項の規定を準用する。

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修

二 高等学校の別科における学修で第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他
第百一条 通信制の課程の設備、編制その他に關し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の定めるところによる。

2 第八十条（施設、設備及び編制に係るものに限る。）並びに第百四条において準用する第五十九条及

び第六十一条から第六十三条までの規定は、通信制の課程に適用しない。

第百二条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の修業年限を定めるに当たっては、勤労青年の教育上適切な配慮をするよう努めるものとする。

第百三条 高等学校においては、第百四条第一項において準用する第五十七条（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

2 前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）の定めるところによる。

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2 前項の規定において準用する第五十九条の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月三十日に終わるものとすることができる。

3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十九条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第九十一条に規定する入学を除く。）を許

可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

第三章を削り、第五十条の三の次に次の一章を加える。

第五章 中学校

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、中学校設置基

準（平成十四年文部科学省令第十五号）の定めるところによる。

第七十条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

3 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置く

ときは、進路指導主事を置かないことができる。

3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第七十二条 中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。

2 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下この条において「国語等」という。）の各教科とする。

3 選択教科は、国語等の各教科及び第七十四条に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択

教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第七十四条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

第七十五条 中学校（併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、第八十七条第一項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第七十六条 連携型中学校の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第七十七条 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例と

して文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第七十八条 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長に送付しなければならない。ただし、第九十条第三項（第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）及び同条第四項の規定に基づき、調査書を入学者の選抜のための資料としない場合は、調査書の送付を要しない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条及び第五十六条中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第一百七十七条において準用する第一百七条、連携型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と読み替えるものとする。

第二章を削り、第十五条の次に次の三章を加える。

第二章 義務教育

第二十九条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第一条第三項（同令第二条において準用する場合

を含む。)の規定により学齢簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する場合には、電子計算機(電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。)の操作によるものとする。

2 市町村の教育委員会は、前項に規定する場合においては、当該学齢簿に記録されている事項が当該市町村の学齢児童又は学齢生徒に関する事務に従事している者以外の者に同項の電子計算機に接続された電気通信回線を通じて知られること及び当該学齢簿が滅失し又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

第三十条 学校教育法施行令第一条第一項の学齢簿に記載(同条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。)をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 学齢児童又は学齢生徒に関する事項 氏名、現住所、生年月日及び性別
- 二 保護者に関する事項 氏名、現住所及び保護者と学齢児童又は学齢生徒との関係

三 就学する学校に関する事項

イ 当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）に就学する者について、当該

学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日

ロ 学校教育法施行令第九条に定める手続きにより当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日

ハ 特別支援学校の小学部又は中学部に就学する者について、当該学校及び部並びに当該学校の設置者の名称並びに当該部に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日

四 就学の督促等に関する事項 学校教育法施行令第二十条又は第二十一条の規定に基づき就学状況が良好でない者等について、校長から通知を受けたとき、又は就学義務の履行を督促したときは、その旨及び通知を受け、又は督促した年月日

五 就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶

予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日

六 その他必要な事項 市町村の教育委員会が学齢児童又は学齢生徒の就学に関し必要と認める事項

2 学校教育法施行令第二条に規定する者について作成する学齢簿に記載をすべき事項については、前項
 第一号、第二号及び第六号の規定を準用する。

第三十一条 学校教育法施行令第二条の規定による学齢簿の作成は、十月一日現在において行うものとする。

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項（同令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。
 この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第八条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校又は中

学校を変更することができるときの要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

第三十四条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第十八条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願ひ出なければならぬ。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならぬ。

第三十五条 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

第三章 幼稚園

第三十六条 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の定めるところによる。

第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その

他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。

第四章 小学校

第一節 設備編制

第四十条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の定めるところによる。

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第四十二条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第四十三条 小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

第四十四条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

3 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四十五条 小学校においては、保健主事を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

3 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

第四十六条 小学校には、事務主任を置くことができる。

2 事務主任は、事務職員をもつて、これに充てる。

3 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

第四十七条 小学校においては、前三条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

第四十八条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

第五十一条 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第五十二条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第五十三条 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合す

るように課さなければならない。

第五十五条 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第五十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

第三節 学年及び授業日

第五十九条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第六十条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

第四節 職員

第六十四条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第五節 学校評価

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第十五条第二項中「第十二条の三第二項」を「第二十四条第二項」に改め、「これを」を削り、第一章第三節中同条を第二十八条とする。

第十四条を第二十七条とする。

第十三条第二項中「これを」を削り、同条第三項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十二条の四を第二十五条とし、第十二条の三を第二十四条とする。

第十二条及び第十二条の二を削る。

第十一条を削る。

第十条中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、第一章第二節中同条を第二十三条とする。

第九条の二中「第八条各号」を「第二十条各号」に改め、同条を第二十二条とする。

第九条を第二十一条とする。

第八条第一号イ中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同号口中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同号二中「学校教育法」を「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法」に改め、同条を第二十条とする。

第一章第二節の節名中「校長」の下に「副校長」を加える。

第一章第一節中第七条の九を第十九条とし、第七条の八の三を第十八条とし、第七条の八の二を第十七条とし、第七条の八を第十六条とする。

第七条の七中「大学の学部」を「特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学

科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部」に、「高等専門学校」を「又は高等専門学校」に改め、「又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止」を削り、「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改め、同条を第十五条とする。

第七条の六中「公立大学法人をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条を第十四条とする。

第七条の五中「小学部」を「幼稚部、小学部」に、「高等部又は幼稚部」を「又は高等部」に、「第六条各号」を「第七条各号」に改め、同条を第十三条とする。

第七条の四第一項中「大学又は特別支援学校の高等部」を「特別支援学校の高等部又は大学」に、「第六条各号」を「第七条各号」に改め、同条第二項中「大学又は特別支援学校の高等部」を「特別支援学校の高等部又は大学」に改め、同条第三項中「大学又は特別支援学校の高等部」を「特別支援学校の高等部又は大学」に、「学生又は生徒」を「生徒又は学生」に改め、同条を第十二条とする。

第七条の三中「大学の学部」を「特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学部」に、「高等専門学校の学科若しくは特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科」を「若しくは高

等専門学校の学科」に、「第六条各号」を「第七条各号」に改め、同条を第十一条とする。

第七条の二を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条の二を第八条とする。

第六条中「第七条の七」を「第十五条」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条の二を第五条とする。

（学校職員表彰規程の廃止）

第二条 学校職員表彰規程（昭和九年文部省令第十号）は、廃止する。

（中学校通信教育規程の一部改正）

第三条 中学校通信教育規程（昭和二十二年文部省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百五条」を「附則第八条」に改め、「場合は」の下に「、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定するもの（同令第七十三条に規定するものを除く。）のほか」を加える。

第十条を削り、第十一条を附則第一条とし、第十二条を附則第二条とする。

（私立学校法施行規則の一部改正）

第四条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「第八十三条第二項」を「第三百三十四条第二項」に、「第八十二条の八第一項」を「第三百三十条第一項」に改める。

（学校基本調査規則の一部改正）

第五条 学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改め、同条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同条第三項中「第二十条」を「第十八条」に改め、「同法第三十九条の規定による」を削る。

第五条第一項第一号5及び6中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第六条第一項の表上欄中「小学校、幼稚園」を「幼稚園、小学校」に改め、同条第二項第一号中「）及び高等専門学校」の下に「（公立大学法人が設置する高等専門学校を含む。）」を加え、同項第五号中「及び私立の」の下に「幼稚園、」を加え、「幼稚園」を削る。

第七条中「並びに公立」の下に「の高等専門学校（公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）」

を加える。

第八条の表都道府県知事の項中「公立大学法人の設置する大学」及び「当該大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加え、同表市町村長の項中「）の設置する大学」及び「当該大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加える。

第九条第一項の表学校調査の項、同条第二項の表学校調査の項及び同表学校施設調査の項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「幼稚園」を削る。

第十二条第一項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「幼稚園」を削る。
(学校保健統計調査規則の一部改正)

第六条 学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「児童」を「幼児、児童」に改め、「幼児」を削る。

第四条第一項中「児童」を「幼児、児童」に改め、「幼児」を削り、同項第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「中等教育学校及び幼稚園」を「及び中等教育学校」に改め、同項第二号中「大学、高等専門学校及び特別支援学校」を「特別支援学校、大学及び高等専門学校」に改め、同条第二項中「

児童」を「幼児、児童」に改め、「幼児」を削る。

第五条第一項第一号中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

第六条第一項第二号中「公立大学法人」の下に「（以下「公立大学法人」という。）」を、「）及び高等専門学校」の下に「（公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）」を加える。

（学位規則の一部改正）

第七条 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十八条の二第一項から第四項まで」を「第百四条第一項から第四項まで」に改める。

第二条及び第三条第一項中「第六十八条の二第一項」を「第百四条第一項」に改める。

第四条第一項中「第六十八条の二第一項」を「第百四条第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の

二第二項」を「第百四条第二項」に改める。

第五条の二及び第五条の三中「第六十八条の二第一項」を「第百四条第一項」に改める。

第五条の四中「第六十八条の二第三項」を「第百四条第三項」に改める。

第六条第一項中「第六十八条の二第四項」を「第百四条第四項」に改め、同項第二号中「第八十二条の

十」を「第三百三十二条」に改め、同条第二項中「第六十八条の二第四項」を「第四百四条第四項」に改める。
(学校教員統計調査規則の一部改正)

第八条 学校教員統計調査規則(昭和二十八年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改め、同条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第四条第三項中「公立の」の下に「幼稚園、」を加え、「高等学校及び幼稚園」を「及び高等学校」に改め、「私立の」の下に「幼稚園、」を加え、「幼稚園」を削る。

第六条第一項第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「中等教育学校及び幼稚園」を「及び中等教育学校」に改め、同項第二号中「大学、高等専門学校及び特別支援学校」を「特別支援学校、大学及び高等専門学校」に改め、同条第二項第一号中「公立大学法人」の下に「(以下「公立大学法人」という。)」を、「)及び高等専門学校」の下に「(公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。)」を加える。

(教育職員免許法施行規則の一部改正)

第九条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第六条第一項本文中「規定する」の下に「幼稚園、」を加え、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改め、同項の表幼稚園教諭の項を削り、同表小学校教諭の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
二	二	二
六	六	四
一八	一八	一二
二	二	二
二	二	二
五	五	五

第六条第一項の表備考第一号中「科目は」の下に「幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし」を加え、「を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を削り、同表備考第二号中「第二十五条」を「第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条」に、「第五十四条の二」を「第七十四条」に、「同令第五十七条の二」を「又は同令第八十四条」に改め、「又は同令第七十六条に規定する幼稚園教育要領」を削り、同表備考第六号中「科目は」の下に「幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし」を加え、「を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」を削り、同表備考第八号中「並びに」の下に「幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、」を加え、「中学校及び幼稚園」を「幼稚園及び中学校」に改め、「幼稚園教諭の普通免許状の授与を

受ける場合にあつては小学校」を削り、「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に、「小学部又は幼稚部」を「幼稚部又は小学部」に改め、同表備考第十号中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改め、「単位は、」の下に「幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は」を加え、「又は幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）」を削り、同表備考第十二号及び第十三号中「小学校、中学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校又は中学校」に改め、同表備考第十四号中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

第六条の二各項、第十条の表備考第三号及び第十条の四の表備考第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

第十条の六第一項及び第三項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「幼稚園」を削る。

第十一条第一項の表幼稚園教諭の項を削り、同表小学校教諭の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭		専修免許状			一五	一五
一種免許状			四	二〇	六	四五

二種免許状		五	三〇	四五
-------	--	---	----	----

第十一条第一項の表備考第三号中「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校」に、「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

第十三条の表幼稚園教諭の項を削り、同表小学校教諭の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭	一種免許状	一	七	二
	二種免許状	一	九	

第十五条第一項中「第三条又は第四条」を「第四条又は第五条」に改め、同条第四項の表第三欄中「第四条」を「第五条」に改める。

第十六条第四項中「第三条」を「第四条」に、「第四条」を「第五条」に改める。

第十八条の二の表幼稚園教諭二種免許状の項を削り、同表小学校教諭二種免許状の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状			六	
------------	------------	--	--	---	--

第十八条の二の表備考第一号中「第三条」を「第四条」に改め、同表備考第三号中「第四条」を「第五

条」に改める。

第二十七条中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に改める。

第三十二条第一項中「小学校、中学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改める。

第六十五条の七中「第二十四条第一項、第五十三条第一項、第七十三条の七、第七十三条の八第一項及び第七十三条の九」を「第五十条第一項、第七十二条第一項、第二百二十六条、第二百二十七条第一項及び第二百二十八条」に、「第二十四条第一項、第五十三条第一項、第五十七条、第七十三条の七、第七十三条の八第一項及び第七十三条の九」を「第五十条第一項、第七十二条第一項、第八十三条、第二百二十六条、第二百二十七条第一項及び第二百二十八条」に、「第二十五条」を「第五十二条」に、「第七十三条の十」を「第二百二十九条」に改める。

第六十六条第三号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改め、同条第四号中「第六十九条」を「第一百五十条」に改める。

第六十六条の三第一項中「第二十四条第一項及び第七十三条の七」を「第五十条第一項及び第二百二十六

条」に改め、同条第二項中「第五十三条第一項及び第七十三条の八第一項」を「第七十二条第一項及び第七十二条第一項」に改める。

第六十六条の四中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

第六十六条の七の表短期大学の項中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

第六十六条の九中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

第六十七条の表第二欄中「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校」に改める。

第六十八条中「校長」の下に「副校長」を、「教頭」の下に「主幹教諭、指導教諭」を、「小学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第六十八条の二中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

第六十九条中「校長」の下に「副校長」を、「小学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第六十九条の三中「職員は」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に、「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。

第七十二条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 幼稚園教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、幼児教育又は授与権者が適当と認めた分野

附則第四項の表備考中「第三条、第四条」を「第四条、第五条」に改める。

附則第七項の表中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

附則第九項中「第五条」を「第三条」に改める。

附則第十項中「第四条」を「第五条」に改める。

附則第十三項中「小学校、中学校若しくは幼稚園」を「幼稚園、小学校若しくは中学校」に改める。

附則第二十項中「第八条第一号イから又まで」を「第二十条第一号イから又まで」に改める。

附則第三十四項中「第二十五条」を「第五十二条」に改める。

(学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十条 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十九年文部省令第二十九号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第二項中「第八条及び第九条」を「第二十条及び第二十一条」に改める。

（大学設置基準の一部改正）

第十一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第五十三条ただし書」を「第八十五条ただし書」に改める。

第四十四条（見出しを含む。）中「第六十八条」を「第百三条」に改める。

（幼稚園設置基準の一部改正）

第十二条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「教諭一人を」を「主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人」に改め、同条第二項中「前項の教諭」を「教諭等」に、「教頭」を「副園長又は教頭」に改め、

「これに」を削り、同条第三項中「置く教諭」を「置く主幹教諭、指導教諭、教諭」に、「教頭」を「副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に、「一人を」を「を一人」に改める。

第六条中「幼稚園には」の下に「、養護をつかさどる主幹教諭」を加える。

第十三条第一項第一号中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改め、同項第二号中「第七十八条第二号」を「第二十三条第二号」に改める。

（学校保健法施行規則の一部改正）

第十三条 学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

第二節の節名を次のように改める。

第二節 幼児、児童、生徒及び学生の健康診断

第三条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第五条第六項中「ただし」の下に「、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。）の全幼児」を加え、「、大学の全学生並びに幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。）の全幼児」を「並びに大学の全学生」に改め、同条第八項中「行なう」を「行う」に改める。

第六条第一項、第三項及び第四項中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第七条第一項中「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に、「第二十二条第一項」を「第十条」に改める。

第八条の二中「行なう」を「行う」に、「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第二十一条第四号、第二十二条第一項及び第二十二条の五第一項中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第一号様式注)4中「~~児童~~」を「~~児童~~」に改め、同様式注)14中「~~児童~~」を「~~児童~~」に改める。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則(昭和三十三年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

(技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)

第十五条 技能教育施設の指定等に関する規則（昭和三十七年文部省令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第四十五条の二」を「第五十五条」に改める。

（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十六条 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（昭和三十七年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「（以下「新法」という。）」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

附則第三項中「新法第四十五条第一項」を「学校教育法第五十四条第一項」に改める。

（高等学校通信教育規程の一部改正）

第十七条 高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第十二条第四項中「第六十三条の三」を「第九十七条」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書が無償措置に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第一百七条」を「附則第九条」に改める。

第一号様式(注)1中「辨107辨」を「尋3辨9辨」に改める。

（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部改正）

第十九条 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条（法第三十九条第三項で準用する場合を含む。以下同じ。）」を「第十八条」に、「子女」を「子」に改める。

第三条第二号中「第二十三条」を「第十八条」に改める。

第八条第三項中「第六十三条」を「第九十五条」に改める。

（学校法人会計基準の一部改正）

第二十条 学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第六十八条」を「第百三条」に改める。

(教員資格認定試験規程の一部改正)

第二十一条 教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表幼稚園教員資格認定試験の項を削り、同表小学校教員資格認定試験の項の前に次のように加える。

幼稚園教員資格認定試験

幼稚園教諭二種免許状

第三条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

幼稚園教員資格認定試験を受けることができる者は、次に掲げる者で文部科学大臣が定める資格を有するものとする。

一 大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

二 前号に掲げる者のほか、高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則第六十六条各号の一に該当する者で、受験しようとする幼稚園教員資格認定試験の施行の日の属する年度の四月一日におけ

る年齢が満二十歳以上のもの

第九条第一項の表中

小学校教員資格認定試験、高等学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験	五千六百元
幼稚園教員資格認定試験	七千六百元

を

幼稚園教員資格認定試験

七千六百元

小学校教員資格認定試験、高等学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験

五千六百元

に改める。

(大学院設置基準の一部改正)

第二十二条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六十五条第二項」を「第九十九条第二項」に改める。

第七条の三第一項中「第六十六条ただし書」を「第百条ただし書」に改める。

第十七条第三項中「第七十条の二」を「第一百五十六条」に改める。

第二十三条中「第六十八条」を「第百三条」に改める。

（専修学校設置基準の一部改正）

第二十三条 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「教科等」を「教育課程等」に改める。

第十八条第三号中「以上」の下に「主幹教諭、指導教諭又は」を加える。

（大学通信教育設置基準の一部改正）

第二十四条 大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第五十四条」を「第八十六条」に改める。

（短期大学通信教育設置基準の一部改正）

第二十五条 短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第六十九条の二第六項」を「第百八条第六項」に改める。

（技術士法施行規則の一部改正）

第二十六条 技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表第一号中「第六十八条の二」を「第百四条」に改める。

（単位制高等学校教育規程の一部改正）

第二十七条 単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十四条の三第一項」を「第百三条第一項」に改める。

（教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十八条 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項から第六項までを次のように改める。

4 国立及び公立の幼稚園、高等学校及び中等教育学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二

十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状

（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状又は一種免許状）」とする。

5 この省令の施行の際現に校長又は教員（学長及び大学の教員並びに高等専門学校の校長及び教員を除く。以下同じ。）である者については、小学校、中学校又は特別支援学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とする。

6 前二項の規定は、教頭の資格についての学校教育法施行規則第二十三条において準用する同令第二十条第一号の規定の適用について準用する。

（教科用図書検定規則の一部改正）

第二十九条 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第一項（同法第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項及び第七十六条）を」
「第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条）」に改める。

（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三十条 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成三年文部省令第四十五号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第六十三条第二号又は第六十九条第二号」を「第九十五条第二号又は第五百五十条第二号」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部改正）

第三十一条 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「調理師」の下に「、幼稚園教諭」を加え、「、幼稚園教諭」を削る。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の表幼稚園教諭の項を削り、同表小学校教諭の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭

教育の基礎理論に関する科目

教育の本質及び目標に関する科目

	<p>教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目</p>
<p>教育実習</p>	<p>教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>教育課程一般に関する科目 保育内容に関する科目 指導法に関する科目 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目</p>
<p>教育実習</p>	<p>教育課程一般に関する科目 保育内容に関する科目 指導法に関する科目 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目</p>	<p>幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目</p>

（学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者を定める省令の一部改正）

第三十三条 学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者を定める省令（平成十一年文部省令第三十八号）の一部を次のよう

に改正する。

題名を次のように改める。

学校教育法第八十九条の規定を適用しない者を定める省令

本則中「同法による改正後の学校教育法第五十五条の三」を「学校教育法第八十九条」に改める。

本則第三号中「第六十八条の五各号」を「第四百四十九条各号」に改める。

（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三十四条 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十二年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この省令による改正後の」を削り、「第八条第一号チ」を「第二十条第一号チ」に改める。

（文部科学省組織規則の一部改正）

第三十五条 文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項中「初等中等教育（）」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を

「及び特別支援学校」に改める。

第二十三条第二項第二号中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同項第七号中「第五十四条の三第一項」を「第七十五条第一項」に、「第五十七条の五第一項」を「第八十七条第一項」に改め、同条第四項第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第二十八条第三項及び第四項中「児童、生徒及び幼児」を「幼児、児童及び生徒」に改める。

第二十九条第二項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十六条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令の一部改正）

第三十七条 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令（平成十四年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第八条第一号ハ」を「第二十条第一号ハ」に改める。

（小学校設置基準の一部改正）

第三十八条 小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「教諭」を「主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）」に改め、同条第二項中「前項の教諭」を「教諭等」に改め、「校長」の下に「副校長」を加え、「これに」を削る。

（中学校設置基準の一部改正）

第三十九条 中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「教諭」を「主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）」に改め、同条第二項中「前項の教諭」を「教諭等」に改め、「校長」の下に「副校長」を加え、「こ

れに」を削る。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第四十条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条及び第二十四条中「第六十七条第一項」を「第一百二条第一項」に改める。

第二十六条第一項中「専ら」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第四十一条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の項及び第六条の表学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の項中「第七条の六」を「第十四条」に、「第七条の八の三」を「第十八条」に、「第十四条」を「第二十七条」に改める。

（文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受

ける特定事業を定める省令の一部改正)

第四十二条 文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその

適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年文部科学省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十一条の二第二項」を「第九十三条第二項」に、「第六十五条の十第三項」を「第一百

三条第三項」に、「第六十一条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第八条中「第六十八条」を「第百三条」に改める。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正）

第四十三条 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）

の一部を次のように改正する。

第二十六条第三号中「第四十五条の二」を「第五十五条」に、「第五十一条の九第一項」を「第七十条

第一項」に改める。

（国立大学法人法施行規則の一部改正）

第四十四条 国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「設置される」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

別表第二北海道教育大学の項中「附属札幌小学校」を「附属函館幼稚園、附属旭川幼稚園、附属札幌小学校」に改め、「附属函館幼稚園、附属旭川幼稚園」を削り、同表弘前大学の項及び岩手大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表宮城教育大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表秋田大学の項中「教育文化学部附属小学校」を「教育文化学部附属幼稚園、教育文化学部附属小学校」に改め、「教育文化学部附属幼稚園」を削り、同表山形大学の項及び福島大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表茨城大学の項、宇都宮大学の項、群馬大学の項、埼玉大学の項及び千葉大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表東京学芸大学の項中「附属世田谷小学校」を「附属幼稚園、附属世田谷小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表お茶の水女子大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表新

新潟大学の項中「教育人間科学部附属新潟小学校」を「教育人間科学部附属幼稚園、教育人間科学部附属新潟小学校」に改め、「教育人間科学部附属幼稚園」を削り、同表上越教育大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表富山大学の項中「人間発達科学部附属小学校」を「人間発達科学部附属幼稚園、人間発達科学部附属小学校」に改め、「人間発達科学部附属幼稚園」を削り、同表金沢大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表福井大学の項中「教育地域科学部附属小学校」を「教育地域科学部附属幼稚園、教育人間科学部附属小学校」に改め、「教育人間科学部附属小学校」を削り、同表山梨大学の項中「教育人間科学部附属小学校」を「教育人間科学部附属幼稚園、教育人間科学部附属小学校」に改め、「教育人間科学部附属幼稚園」を削り、同表信州大学の項中「教育学部附属長野小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属長野小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表静岡大学の項中「教育学部附属静岡小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属静岡小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表愛知教育大学の項中「附属名古屋小学校」を「附属幼稚園、附属名古屋小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表三重大学の項及び滋賀大学の項中「

教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表京都教育大学の項中「附属京都小学校」を「附属幼稚園、附属京都小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表大阪教育大学の項中「附属天王寺小学校」を「附属幼稚園、附属天王寺小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表兵庫教育大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表神戸大学の項中「発達科学部附属住吉小学校」を「発達科学部附属幼稚園、発達科学部附属住吉小学校」に改め、「発達科学部附属幼稚園」を削り、同表奈良教育大学の項、奈良女子大学の項及び鳥取大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園、教育学部附属小学校」を削り、同表岡山大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表広島大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属三原幼稚園」を削り、同表山口大学の項中「教育学部附属山口小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表鳴門教育大学の項中「附属小学校」を「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表香川大学の項中「教育学部附属高松小学校」を「

教育学部附属幼稚園、教育学部附属高松小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表愛媛大学の項及び高知大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表福岡教育大学の項中「附属福岡小学校」を「附属幼稚園、附属福岡小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表佐賀大学の項中「文化教育学部附属幼稚園」を削り、同表長崎大学の項及び熊本大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表大分大学の項中「教育福祉科学部附属小学校」を削り、同表宮崎大学の項中「教育文化学部附属小学校」を「教育文化学部附属幼稚園、教育文化学部附属小学校」に改め、「教育文化学部附属幼稚園」を削り、同表鹿児島大学の項中「教育学部附属小学校」を「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削る。

（学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正）

第四十五条 学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第六十九条の四第二項」を「第一百十条第二項」に改める。

第一条の見出し中「第六十九条の四第二項各号」を「第一百十条第二項各号」に改め、同条第一項中「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改め、同条第二項中「第六十九条の三第二項」を「第一百十条第二項」に改め、「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改め、同条第三項中「第六十九条の三第三項」を「第一百十条第三項」に改め、「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改める。

第二条中「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改め、同条第一号中「第六十九条の三第三項」を「第六十九条第三項」に改め、同条第四号及び第五号中「第六十九条の三第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

第三条第一項中「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に改め、同項第一号中「第七十一条の五第一項第一号から第八号まで」を「第六十九条第一項第一号から第八号まで」に改め、同条第二項中「第六十九条の三第三項」を「第六十九条第三項」に改め、「第六十九条の四第三項」を「第一百十条第三項」に

改める。

第四条の見出し中「第六十九条の四第二項各号」を「第一百条第二項各号」に改め、同条第一項中「第六十九条の四第三項」を「第一百条第三項」に改める。

（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部改正）

第四十六条 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表特別支援学校の幼稚部の項及び幼稚園の項を削り、同表短期大学の学科（専攻科を含む。）の項の次に次のように加える。

幼稚園	七三、二〇〇円	三一、三〇〇円	一、六〇〇円
-----	---------	---------	--------

第二条第一項の表高等学校及び中等教育学校の後期課程の項の次に次のように加える。

特別支援学校の幼稚部	三、六〇〇円	一、二〇〇円	—
------------	--------	--------	---

第四条第二項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、同項の表幼稚園の項を削り、同表小学校の項の前に次のように加える。

幼稚園	七〇〇円	九〇〇円
-----	------	------

附則第二条第二項中「設置される」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園（以下「高等学校等」を「又は特別支援学校の幼稚部若しくは高等部（以下「幼稚園等」に改め、同条第三項中「高等学校等」を「幼稚園等」に改める。

（高等学校設置基準の一部改正）

第四十七条 高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「教頭」を「副校長及び教頭」に、「教諭」を「主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）」に改め、同条第二項中「前項の教諭」を「教諭等」に改め、「これに」を削る。

第九条中「相当数の」の下に「養護をつかさどる主幹教諭、」を加える。

（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四十八条 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第四十三号）の一部を

次のように改正する。

附則第二条中「一に」を「いずれかに」に改め、「改正後の」を削り、「第六十八条の三」を「第四百十七条」に改める。

（高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正）

第四十九条 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

第十条第五項中「第六十九条の五第六号」を「第一百五十四条第六号」に改める。

附則第一条第二項及び第五条第一項の表上欄中「第六十条」を「第九十一条」に改める。

（文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第五十条 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一条項の欄中「第十五条第一項（第七十七条の十一及び第七十八条）」を「第二十八条第一項（第百八十八条及び第百九十条）」に改める。

別表第二条項の欄中「第十二条の三」を「第二十四条」に改める。

別表第四条項の欄中「第十二条の三第二項及び第三項」を「第二十四条第二項及び第三項」に改める。

（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五十一条 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年文部科学省令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一号中「第八条第一号ロ」を「第二十条第一号ロ」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五十二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「ものとする。」の下に「幼稚園、」を加え、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の一部改正)

第五十三条 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成十九年文部科学省令第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「この省令第一条の規定による改正後の」を削り、「(第三項において「新学校教育法施行規則」という。)第六十九条の五第一号」を「第百五十四条第一号」に改め、同条第三項中「新学校教育法施行規則第七十三条の十六第五項」を「学校教育法施行規則第三百三十五条第五項」に、「新学校教育法施行規則第六十三条の三」を「同令第九十七条」に改める。

附則第三条第十四項中「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。
(大学設置基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第五十四条 大学設置基準等の一部を改正する省令(平成十九年文部科学省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第六十八条の二」を「第百四十六条」に改める。

（学校保健法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五十五条 学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「巨講齋」を「巨講齋（きょうしやう）」に、「しやう」を「しやう」に改め、同様式

（注）1 口中「しやう」を「しやう」に改める。

（学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五十六条 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五章第二節第七十条の八の次に次の一条を加える。」を「第六十三條を次のように改める。」に、「第七十条の九」を「第六十三條」に改め、「第七十二条第一項中「及び第四十四条」を削り、同条第二項を削る。」を削る。

附 則

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する

。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条
第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、
第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百
十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条
第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行
規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並
びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校
設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第
三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条
第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成
二十年四月一日から施行する。

